

公の施設の指定管理者制度導入に  
係る基本方針

平成 17 年 4 月策定  
平成 18 年 8 月改訂  
平成 25 年 4 月改訂  
平成 31 年 3 月改訂

桑名市

## 目 次

第1	指定管理者制度について	
1	はじめに	1
2	基本的な考え方	1
3	施設の管理のあり方	1
第2	公の施設の管理運営方針	
1	指定管理者制度を導入する施設	2
2	市の直営とする施設	2
3	民営化・廃止等を含めたあり方を検討する施設	2
第3	指定管理者指定の手続き	
1	条例の制定・改正	4
2	指定管理者の募集	4
3	候補者の選定	6
4	仮協定の締結	8
5	指定の議決	8
6	指定の告示	8
7	協定の締結	8
8	管理運営状況の監視	9
第4	指定管理者の指定に当たっての留意事項	
1	指定期間	10
2	インセンティブの付与	10
3	サウンディング型市場調査の実施	10
4	債務負担行為の設定	10
5	減免規定について	10
6	目的外使用許可	10
7	個人情報保護の対策	11
8	情報公開	11

## 第1 指定管理者制度について

### 1 はじめに

平成15年6月に地方自治法が改正（同年9月2日施行）され、新たに「指定管理者制度」が創設された。この指定管理者制度は、従来、公共的団体等に限定されていた公の施設の管理運営に関する規制を緩和し、民間事業者やNPO等の参入を可能にするものであり、民間の創意工夫やノウハウが施設の管理運営に活かされ市民サービスの向上や管理運営の効率化が期待されるものである。

本方針は、本市における指定管理者制度の基本的な考え方や留意事項をまとめたものであり、本方針を基に指定管理者制度の手続等を進めるものとする。

### 2 基本的な考え方

時代の変化に対応した施設運営を行うために、持続性のある施設サービスの提供と公共施設等総合管理計画に沿った施設そのもののあり方の見直しの必要性の両方の視点を持って進めるものとする。

### 3 施設の管理のあり方

すべての公の施設の管理のあり方について、下記①から⑥の視点から検証を行い、経費削減の手段としてのみではなく、市民サービスの向上、地域経済の活性化やNPO・地域住民との協働推進の有効な手段として位置付け、指定管理者制度を含め民間活力の活用を積極的に推進するものとする。

なお、公の施設そのもののあり方については、平成27年6月に「桑名市公共施設等総合管理計画」を策定し、長期的な視点でどうあるべきかを検討し、将来、公共施設の大量更新に備え、複合化、多機能化などの手法を取り入れて総量を削減し、適正配置を行う視点を持って取り組むこととする。

- ①個別法制度上、民間事業者等に委ねることについて制約がない。
- ②利用の平等性、公平性等（守秘義務の確保等を含む。）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。
- ③税負担ではなく、使用料・利用料金により運営を行う収益的施設である。
- ④同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。
- ⑤民間事業者等に任すことで経費削減が図れる可能性がある。
- ⑥民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。

本市では、管理委託制度により管理を行っていた20施設について平成18年4月から指定管理者制度を導入しており、その他の施設についても本方針に基づき順次導入を図

り、平成 30 年度は 43 施設で導入している。

指定管理者制度の更新にあたっては、単純に従来の業務内容を継続するのではなく、実地調査やモニタリング、サウンディング型市場調査などさまざまな手法により、ハード面、ソフト面の必要性や意義の再検証を行う必要がある。

新規に設置する施設については、指定管理者制度を含め民間活用を検討することとする。ただし、直営とする場合は、その正当な理由を明らかにするものとする。

## 第 2 公の施設の管理運営方針

指定管理者制度導入を検討する際には、当該施設の設置目的や役割等を明確にするとともに、利用者の視点に立ったサービスの提供や効率的な管理運営について、施設のあり方も含めて下記に留意して検証するものとする。

### 1 指定管理者制度を導入する施設

- (1) 定型的な管理業務を行う施設
- (2) 民間等の保有する知識技術・ノウハウの活用、創意工夫により、サービスの向上や利用者の増加を期待できる施設
- (3) 類似の民間施設が存在する等、民間等による管理代行が可能である施設
- (4) 民間等により、管理経費の削減が期待できる施設
- (5) 利用料金制の導入により、収益を上げることができる施設
- (6) 地域住民の活力を積極的に活用することにより、事業効果が期待できる施設

### 2 市の直営とする施設

- (1) 法令の規定により市の直営とする施設
- (2) 高い公共性や中立性(守秘義務を含む)を確保するため、市の直営とする施設
- (3) 施設が提供するサービスの専門性・特殊性から、市の直営とすることが適当である施設
- (4) 直営のほうが経済性や効率性で優れる施設、また、民間事業者の参入が見込めないため、市の直営とすることが適当である施設

### 3 施設のあり方等（民営化・廃止等を含む）を検討する施設

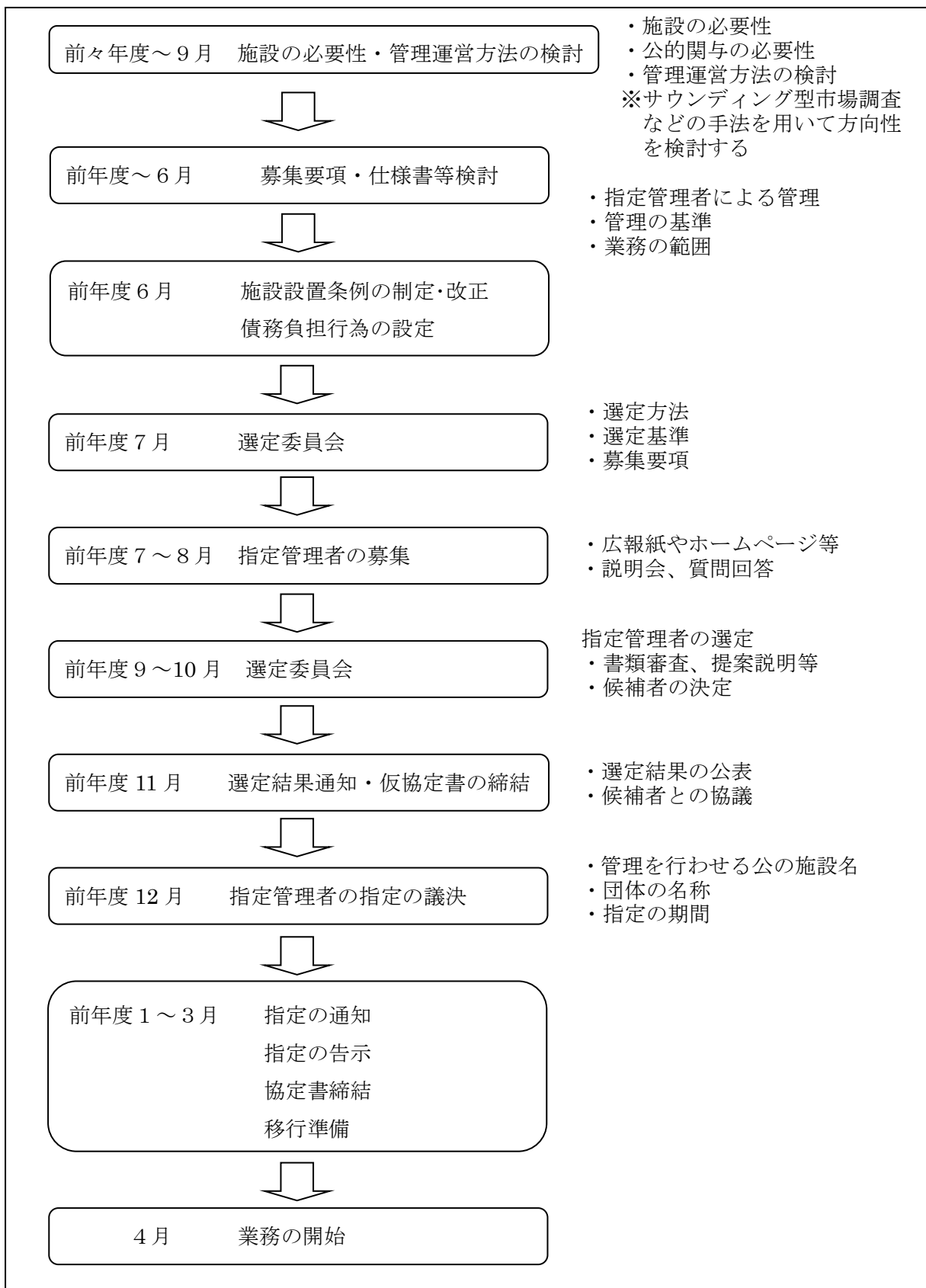
- (1) 設置時と比較して社会情勢が変化、あるいは設置目的や役割をすでに達成し、設置の意義が低下している施設
- (2) 民間等において、同様の施設が存在する施設
- (3) 施設の老朽化等により利用度が低く、役割が果たされていない施設
- (4) 新規に設置する施設

### 第3 指定管理者指定の手続き

指定管理者指定の手続きの標準的な手順を下記に示す。(公募による4月導入事例)

指定を予定している年度の前年度(指定期間開始年度の前々年度)に当該施設の方向性(新たに指定管理者制度を導入する施設については、当該施設の設置管理条例の改正を含む。)の検討を行った上で、指定期間開始年度の前年度に指定手続きを行う。

指定管理者指定の手続きの標準的な手順を下記に示す。(公募による4月導入事例)



## 1 条例の制定・改正

平成 17 年 4 月に施行した「桑名市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び同条例施行規則において、指定手続きに関する包括的な事項を定める。

また、公の施設ごとに特有の条件や基準等に関する下記事項については、当該公の施設の管理及び設置に関する条例に規定する。

- ①指定管理者に施設の管理を行わせることができる旨の規定
- ②管理の基準（休館日、開館時間、使用制限に関する事項等）
- ③業務の範囲（施設維持管理、個別の使用許可、事業内容、利用料金に関する事項等）

## 2 指定管理者の募集

### （1）指定管理者の選定

原則として公募とし、施設の設置目的・特性・規模等から、下記により指定管理者を選定するものとする。

#### ①指定管理者を公募する施設

民間事業者等が既に事業展開している分野で、民間等のノウハウの導入により市民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設については、指定管理者を広く公募のうえ選定する。

#### ②指定管理者を特定の条件を付して公募する施設

施設の設置目的・特性・規模等から、指定管理者に資格・能力を必要とする場合等、合理的な理由が認められる施設については、指定管理者の公募に際し、特別な条件を付すことができる

#### ③指定管理者を特定する施設

施設の設置目的・特性・規模等から、下記のいずれかに該当するときは、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- （ア）緊急の必要により公募することができないとき
- （イ）公募に対し申請する団体がないとき、または、申請した団体の中に指定管理者として適当な団体がないと認められるとき
- （ウ）地域住民の利用または地域の特性を活かした地域密着型の施設で、当該地域住民が組織する団体等の活力を積極的に活用することが適当であるとき
- （エ）事業内容により専門性の確保が必要とされる施設で、事業の継続性、実績等から引き続きこれまでの委託先を選定することが適当であるとき
- （オ）その他、特定の団体に管理させることにより、適切な管理運営に資すると認められるとき

## (2) 募集方法、募集期間

広報紙やホームページ等幅広い広報手段を活用しながら、指定管理者の指定を希望する団体が十分に検討できるよう、原則 30 日以上の募集期間を設定し、施設の詳細な情報等を提供するとともに、必要に応じて説明会を開催するものとする。

## (3) 募集の単位

指定管理者の募集は、原則として、公の施設ごとに行う。ただし、管理運営の一体性、サービスの向上、経費の節減等の観点から施設相互の連携及び効率的な管理運営が図られるため、同一の指定管理者に行わせることが適当と判断される場合は、複数施設一括により募集を行うことができるものとする。

## (4) 募集要項等の作成

概ね次の事項を記載した募集要項を作成する。また、必要により指定管理者が行う具体的な業務内容や施設仕様書等を別に作成する。

なお、公募を行わない施設にあっても、上記募集要項等の作成に準じた書類を作成するものとする。

- ①施設概要（名称、所在地、設置目的、面積、構造等）
- ②管理の基準（開館時間、休館日、法令等の遵守等）
- ③業務の範囲（各種事業、施設管理等）
- ④指定期間
- ⑤公募スケジュール等（募集要項配布、質問受付、説明会（実施する場合）、応募書類受付、ヒアリング（実施する場合）、選定結果の通知等）
- ⑥応募資格
- ⑦応募書類（指定申請書、事業計画書、団体の経営状況を説明する書類等）
- ⑧選定方法、選定基準、選定委員
- ⑨管理経費に関する事項（市が支払う経費及び経費内訳、支払方法、支払時期等）
- ⑩利用料金に関する事項
- ⑪協定に関する事項
- ⑫市と指定管理者との責任分担及びリスク分担に関する事項
- ⑬事業報告等に関する事項
- ⑭その他必要事項（業務全部の第三者委託の禁止、個人情報の保護、指定の取消し等）

## (5) 質問回答

募集要項等に関する質問は、期間を定めて文書（電子メールを含む）により行う。提出された質問及び回答はホームページ等で公表し、公平性と透明性の向上を図る。

## (6) 応募資格

応募できる者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）とし、個人は応募できない。

また、当該公の施設の設置目的や特性に応じて、下記を基本とし個々の施設において適切な応募資格を定めることとする。

なお、施設の性格や特性等による資格要件を盛り込む際は、いたずらに応募者が制限されないよう、合理的な理由を付して慎重に行うものとする。

団体及びその代表者が次のいずれかに該当する者は応募できない

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当する者
- ②応募時点で、本市から指名停止措置を受けている者
- ③市税、県税及び国税が課税される団体にあつては、それらを滞納している者
- ④施設を管理するに当たって資格や免許が必要な場合は、その資格等を有していない者
- ⑤地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定を取り消されたことがある場合、その取り消しの日から 2 年を経過していない者
- ⑥会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続または民事再生法第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある者
- ⑧その他、市長が応募に適さないと認める事項に該当する者

## 3 候補者の選定

### (1) 選定委員会の設置

- ①「桑名市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び「桑名市指定管理者選定委員会規則」に基づき、指定管理者の選定に当たり、その選定を適正かつ公正に実施するため、指定管理者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会は、選定を行おうとする当該公の施設の募集の単位ごとに設置する。
- ②委員会の庶務は、原則として本庁の当該施設所管課において処理し、複数の施設をもって一の委員会を設置する場合は、該当する所管課で協議し、いずれか一の所管課が処理する。
- ③委員会は、委員 10 人以内で、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (ア) 学識経験者
  - (イ) 指定施設について専門的知識を有する者
  - (ウ) 市職員
  - (エ) その他市長が必要と認める者
- ④委員会の会議については、具体的な団体の技術情報や信用情報が審議の内容に含まれるため、原則、非公開とする。



⑤選定結果については、全ての応募者に対して速やかに通知する。また、選定過程や選定結果は、行政手続及び意思形成過程の透明性を確保するとともに、市民に対する説明責任を果たすためにホームページ等で公開するものとする。ただし、公表により応募者の権利等を害する恐れのある事項は公表しないものとする。

⑥公募によらず候補者を選定する場合や、応募団体が一団体であった場合においても、選定委員会に諮ることとする。

## (2) 選定基準

指定管理者の候補者の選定は、事業計画書等に記載された事業計画の実施に要する費用、その実施による効果、事業計画に沿った管理を行う物的能力、人的能力等を総合的に評価し、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

選定に当たっては、評価項目の点数化による客観的な評価を行うこととし、点数の合計が最も高い応募者を指定管理者の候補者として選定することを原則とする。

各評価項目への得点配分については、市民サービスが主体となる施設や管理業務が主体となる施設等、施設の性格や業務の内容等を考慮しながら設定するものとする。

次に示す項目を参考に各施設の設置目的や性格、機能等に応じた審査項目を設定するものとする。

### ①管理運営全般について

- (ア) 管理運営方針が施設の設置目的に合致しているか
- (イ) 同種の施設管理業務の実績があるか
- (ウ) 地域や関係団体との連携が図られるか

### ②管理について

- (ア) 職員の適正配置がなされているか
- (イ) 職員研修の内容及び回数は適切か
- (ウ) 管理保守点検業務が適切に行われるか
- (エ) 防犯、防災、緊急時の対応に関する取組みは適切か
- (オ) 個人情報保護の取扱いに関する取組みは適切か
- (カ) 環境保全、負荷低減の取組みが十分に行われるか
- (キ) 障害者雇用等福祉対策の取組みが行われるか

### ③運営について

- (ア) 市民の平等利用が確保されるか
- (イ) 利用者ニーズを把握し反映させる仕組みが適切か
- (ウ) 利用者に対するサービスの向上が見込まれるか
- (エ) 事業提案の内容が実現可能で効果的か

### ④収支全般について

- (ア) 収支計画が妥当であり、全体経費の縮減が図られるか

#### 4 仮協定の締結

候補者の決定後、議会への指定管理者の指定に係る議案の提出前までに、当該候補者と管理内容の細部について協議し、仮協定を締結するものとする。また、候補者の辞退等により、仮協定の締結に至らなかった場合は、委員会に諮り、次順位者をもって候補者とすることができるものとする。

#### 5 指定の議決

指定管理者の指定は、次の事項について議会の議決を経て行う。指定管理者への指定の通知（行政処分）は、指定議案が議決された後、速やかに行うものとする。

- ①指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
- ②指定管理者となる団体の名称
- ③指定の期間

#### 6 指定の告示

指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

#### 7 協定の締結

指定の通知後、市と指定管理者は、業務の仕様書や提案された事業計画書等を基に、施設管理に係る細目的事項を協議し、協定を締結する。

協定は、「基本協定」と「年度協定」の二種類の協定を締結し、基本協定は指定期間全体を通じて適用する事項について定め、年度協定は毎年度取り決めるべき事項について定める。協定で定める事項は、以下のとおりとする。（年度ごとに指定管理料の算定方法が変り指定管理料の額が増減する場合は、年度協定で定めるものとする。）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>①施設の管理に関する事項</li><li>②事業報告書に関する事項</li><li>③市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項</li><li>④指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項</li><li>⑤業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項</li><li>⑥業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項</li><li>⑦その他必要事項（リスク分担、緊急時の対応等）</li></ol> |
|--|

## 8 管理運営状況の監視

- (1) 指定管理者が毎年度終了後 60 日以内に提出すべき管理業務等に関する事業報告書を基に、管理運営状況の確認を行い、不適切な状況があれば改善を指導するものとする。なお、万一、改善されない場合は、管理の業務の一部または全部の停止若しくは指定の取消しの検討を行うものとする。
  
- (2) 施設所管課は、適宜、施設管理運営状況の聴取や実地調査等により、施設管理運営が適正に行われているかを監視するものとする。

## 第4 指定管理者の指定に当たっての留意事項

### 1 指定期間

指定の期間は、管理が適切かつ効率的に行われているかをチェックし見直す機会を設けるため、3年から5年の期間を原則とする。ただし、施設の性格や目的、業務の規模、設備・機器等のリース期間、管理運営の効率性や安定性等を勘案して、上記によらず施設ごとに適切な指定期間を設定することができるものとする。

### 2 インセンティブの付与

指定管理者制度の効果を最大限発揮するには、指定管理者の創意工夫や経営努力に対する意欲を高めることが重要です。そのための手法として指定管理者に対するインセンティブの付与が有効である。

#### インセンティブの有効な例

##### (1) 利用料金制の導入

利用料金を徴収する施設は、利用料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制を導入することができる。利用料金制により、指定管理者の自立的な経営努力が発揮でき、市の会計事務の効率化が図られる場合は、積極的に活用するものとする。

指定管理者が管理を行うにおいて、利用料金で管理経費を賄えない場合は、市から管理運営経費の一部を指定管理者に支出することができる。

なお、指定管理者が利用料金を定めるに当たっては、各個別条例で定められた利用料金の範囲内で、市の承認を受けることが必要である。

##### (2) 自主事業の推奨

自主事業は、施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲内において、利用促進やサービスの向上のために、指定管理者が企画提案し、市の承認を得たうえで、自らの創意工夫やノウハウを活用し、自らの費用と責任で施設を使用し実施する事業で、それにより得た収入は指定管理者のものとする。

### 3 サウンディング型市場調査の実施

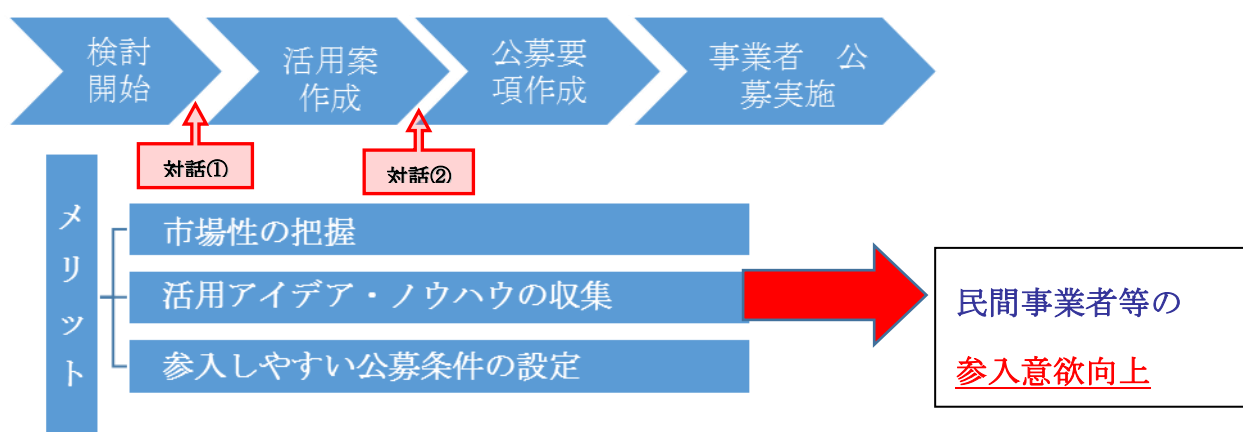
サウンディング型市場調査とは・・・市有地などの有効活用に向けた検討にあたり、利活用の方法について、「対話」を通じて民間事業者等から広く意見、提案を求め市場性を把握する調査

### (1) 公募によるサウンディング型市場調査の実施

指定管理者制度の導入又は更新に当たり、更なる「効率的な運営と経費の縮減」と「サービス向上」につなげるため、公募条件等を決定する前段階で、事業者との意見交換等の「対話」を通じてアイデアや課題を引き出すとともに、市場性やニーズを評価し、事業の方向性を検討するサウンディング型市場調査を導入する。

サウンディング型市場調査は、指定管理者制度の導入又は更新を行う全ての施設を対象とし、必要に応じて実施する。

#### 【サウンディング型市場調査の活用イメージ】



### 4 債務負担行為の設定

指定期間が複数年度にまたがる場合は、指定管理者を募集するまでに債務負担行為を設定する。ただし、指定管理料の支払いが想定されない場合は不要である。なお、指定期間中における各年度の指定管理料は年度協定で単年度ごとに決定する。

### 5 減免規定について

指定管理者制度導入の際には、減免規定について、現状の規定が妥当かどうか見直すものとする。

### 6 目的外使用許可

指定管理者が、施設内に自動販売機、売店等を設置する場合、市から目的外使用許可を受けなければならない。また、市が指定管理者以外に目的外使用許可を行う場合は、電気使用料、水道料金等共益費の経費負担や保守点検等の取扱について、事前に市、指定管理者、目的外使用者の三者間で協議を行うものとする。

## 7 個人情報保護の対策

指定管理者制度では、施設の管理権限が指定管理者に委任されるため、指定管理者も市と同等に個人情報の保護に努めなければならない。協定書において個人情報の具体的取扱を定めるものとする。

## 8 情報公開

当該施設の管理運営業務を行うに当たり、指定管理者は取り扱う情報を適正に管理するとともに、市は、指定管理者が保有する情報について開示請求があったときは、指定管理者に対して当該情報を提出するよう求め、指定管理者は速やかに応じるよう努めなければならない。

また、市は、指定管理者の管理運営状況について、積極的に公開していくものとする。